関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるところにより、見やすい場所に邦文で明瞭に一括して表示しなければならない。 ⑴　（略） ⑵～⑸　（略） ⑹～⑽　（略） ⑾　製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称 なお、粉末醸造酢及び粉末合成酢にあっては、⑸を除く。 ２　（略） （特定事項の表示基準） **第５条**　事業者は、食酢等の取引について、次の各号に掲げる用語又は事項を表示する場合は、施行規則に定めるところによらなければならない。 ⑴～⑶　（略） ⑷　醸造酢を混合した合成酢における「醸造酢の混合割合」 ⑸　希釈して使用される高酸度酢における「希釈倍数」	関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるところにより、見やすい場所に邦文で明瞭に一括して表示しなければならない。 ⑴　（略） ⑵　醸造酢の混合割合（醸造酢を混合した合成酢に限る。） ⑶～⑹　（略） ⑺　希釈倍数（希釈して使用されるものに限る。） ⑻～⑿　（略） ⒀　製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称 なお、粉末醸造酢及び粉末合成酢にあっては、⑹及び⑺を除く。 ２　（略） （醸造酢の混合割合の表示基準） **第５条**　事業者は、第３条に規定する表示事項のほか、醸造酢を混合した合成酢にあっては、醸造酢の混合割合を施行規則に定めるところにより表示しなければならない。 （特定事項の表示基準） **第６条**　事業者は、食酢等の取引について、次の各号に掲げる用語又は事項を表示する場合は、施行規則に定めるところによらなければならない。 ⑴～⑶　（略）
第６条～第８条　（略） （違反に対する調査） **第10条**　公正取引協議会は、第３条から第６条までの規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行う。 ２・３　（略） （違反に対する決定） **第11条**　公正取引協議会は、第９条第３項又は前条第２項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。 ２　前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。 ３　（略） ４　公正取引協議会は、第２項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。 （施行規則） **第12条**　（略）	**第７条～第９条**　（略） （違反に対する調査） **第11条**　公正取引協議会は、第３条から第７条までの規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行う。 ２・３　（略） （違反に対する決定） **第12条**　公正取引協議会は、第十条第三項又は前条第２項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。 ２　前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から十日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。 ３　（略） ４　公正取引協議会は、第二項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。 （施行規則） **第13条**　（略）

附　則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

○農林水産省告示第千五百八十一号

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）第四条第三項及び第四十条第一項の規定に基づき、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針（平成二十三年三月十四日農林水産省告示第六百七号）を次のように変更したので、同法第四条第五項及び第四十条第四項の規定に基づき公表する。

令和八年十月二十日

農林水産大臣　武部　新

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改　正　後	改　正　前
第１章　農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進 第１　地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等の推進に関する基本的な事項 農林漁業が就業者の減少や高齢化、人口減少に伴う国内市場の縮小など厳しい状況にある中、今後、その競争力を強化しつつ、産業として持続可能なものとするためには、多様な資源を活かして新たな市場を開拓し、農山漁村の所得の増大と農林水産分野への再投資、更なる価値の創出という好循環を生み出していくことが重要である。	第１章　農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進 第１　地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等の推進に関する基本的な事項 農林漁業が就業者の減少や高齢化、所得の減少など厳しい状況にある中、今後、その競争力を強化しつつ、産業として持続可能なものとするためには、多様な資源を活かして新たな市場を開拓し、農山漁村の所得の増大と農林水産分野への再投資、更なる価値の創出という好循環を生み出していくことが重要である。